水戸市狂犬病予防法施行細則

平成12年3月27日 水戸市規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は, 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行について, 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)に定めるもののほか, 必要な事項を定めるものとする。

(平 22 規則 51·全改)

(登録申請)

第2条 法第4条第1項の規定による犬の登録の申請は、犬の登録申請書(様式第1号)により行わなければならない。

(原簿)

第3条 法第4条第2項の規定による犬の登録は、犬の登録原簿(様式第2号)により行うものとする。

(鑑札の再交付申請)

第4条 省令第6条第1項の規定による鑑札の再交付の申請は,鑑札の再交付申請書(様式第3号) により行わなければならない。

(犬の死亡届出)

第5条 法第4条第4項の規定による犬の死亡の届出は、犬の死亡届出書(様式第4号)により行わなければならない。

(犬の登録事項の変更届出)

第6条 法第4条第4項又は第5項の規定による犬の登録事項の変更の届出は、犬の登録事項の変 更届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(電子情報処理組織による届出)

- 第6条の2 前2条の規定によるもののほか、法第4条第4項の規定による犬の死亡の届出又は同項若しくは同条第5項の規定による犬の登録事項の変更の届出(以下「犬の死亡届出等」という。)は、電子情報処理組織(執行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と犬の死亡届出等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定による犬の死亡届出等の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)及び厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年厚生労働省令第40号)の定めるところにより行うものと

する。

(注射済票の交付申請)

第6条の3 省令第12条第2項の規定に基づき注射済票の交付を受けようとする者は,注射済票交付申請書(様式第5号の2)に同条第1項に規定する注射済証を添えて市長に申請しなければならない。 (平27規則10・追加)

(注射済票の再交付申請)

第7条 省令第13条第1項の規定による注射済票の再交付の申請は、注射済票再交付申請書(様式 第6号)により行わなければならない。

(徴収事務受託者による登録手数料等の徴収)

- 第8条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により犬の登録手数料又は注射済票の交付手数料(以下「登録手数料等」という。)の徴収の事務を受託した者(以下「徴収事務受託者」という。)は、登録手数料等を徴収したときは、当該納付した者に領収書を交付するとともに、市長が定める期日までに、関係書類を添えて水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第2条第2号に規定する指定金融機関等に払い込まなければならない。
- 2 徴収事務受託者が使用する領収書及び受領印は、市長の承諾を得て、その事業所等において通常使用するものによることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、徴収事務受託者による登録手数料等の徴収については、水戸市財務規則の例による。 (平22規則51・追加、平27規則10・一部改正)

(抑留犬の返還)

第9条 法第6条第1項又は第 18 条第1項の規定により抑留された犬の返還を受けようとする者は、犬の返還願(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 (令2規則115・追加)

(狂犬病予防技術員の指定)

第 10 条 法第 6 条第 2 項の規定による指定を受けようとする者は、狂犬病予防技術員指定申請書 (様式第 8 号)に履歴書及び身体検査書を添えて、市長に提出しなければならない。

(令2規則115・追加)

(犬の集合施設の届出)

第 11 条 犬の展覧会その他の集合施設を開設しようとする者は、あらかじめその期間、場所、目的 その他必要な事項を市長に届け出なければならない。 (令 2 規則 115・追加)

(費用の負担)

第12条 法第23条第2第3号に規定する費用の額は,1頭につき5,000円とする。

(令2規則115・追加)

付 則

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 付 則(平成16年6月18日規則第48号)
 - この規則は、平成16年7月12日から施行する。
- 付 則(平成22年9月30日規則第51号)
 - この規則は,公布の日から施行する。
- 付 則(平成27年2月24日規則第10号)
 - この規則は、平成27年3月2日から施行する。
- 付 則(令和2年3月6日規則第8号)
 - この規則は,公布の日から施行する。
- 付 則(令和2年3月31日規則第115号)
 - この規則は、令和2年4月1日から施行する。

犬の登録申請書

狂犬病予防法第4条第1項の規定により、犬の登録の申請をします。

					年	月	日
水戸市長	様						
申請者の住所				*			
(所有者) 氏名 電話				整理番号			
犬の所在地				犬の種類			
犬の生年月日	年	月	日	犬の毛色			
犬の性別□おす	□めす			犬の名前			
犬の区分 □特定犬	□盲導力	た		犬の特徴			
※ 登録番号 第		号		※ 注射済票番号 第			号

注 ※印の項目は、記入しないでください

犬 の 登 録 原 簿

所有者の氏名						
所有者の住所						
犬の所在地						
7(1)/ 11/2						
I. and then						
犬の種類				犬の生年月日		
					年 月	目
犬の毛色				犬の性別		
				□おす	□めす	
犬の名前				犬の区分		
				□特定犬	□盲導犬	
犬の特徴						
登録年月日				登録番号		
	年	月	日	第		号
注射年月日				注射済票番号		
	年	月	日	第		号

鑑札の再交付申請書

年 月 日

水戸市長様

申請者の住所 (所有者)氏名 電話

狂犬病予防法施行規則第6条第1項の規定により、鑑札の再交付を申請します。

犬の所在地				犬の種類
大の生年月日				犬の毛色
八砂工十万百	年	月	日	八砂七日
犬の性別				犬の名前
□おす	□めす			
犬の区分				犬の特徴
□特定犬	□盲導	犬		
再交付申請の理由				鑑札添付欄 (損傷した場合のみ添付してください。)
登録番号 第		号		※ 新登録番号 第 号

注 ※印の項目は、記入しないでください。

犬の死亡届出書

年 月 日

水戸市長様

届出者の住所 (所有者)氏名 電話

犬が死亡したので、狂犬病予防法第4条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

犬の所在地			犬の種類
犬の生年月日			犬の毛色
	年 月	日	
犬の性別			犬の名前
□おす	□めす		
犬の区分			犬の特徴
□特定犬	□盲導犬		
登録年度及び登録番	号		犬の死亡年月日
年度	第	号	年 月 日
鑑札添付欄	注射済票添付	寸欄	添付できない場合は,その理由

犬の登録事項の変更届出書

年 月 日

水戸市長様

届出者の住所 (所有者)氏名 電話

に変更があったので、狂犬病予防法 犬の登録事項 犬の所有者 の規定により、次のと

おり届け出ます。

所有者の氏名(変更が	所有者の氏名(変更があった場合のみ記入してください。)									
新	新									
旧	旧									
所有者の住所(変更が	所有者の住所(変更があった場合のみ記入してください。)									
新	新									
旧	IB									
犬の所在地(変更があった場合のみ記入してください。)										
新										
IΞ										
犬の種類		犬の	生年月	日						
							年	月	目	
トゥイカ		1.0	Ul. Del					/1	Н	
犬の毛色		大の	性別		<u>.</u>		и. .			
	_			しおう	ナ		めす			
犬の名前		犬の	区分							
				□特別	定犬		盲導:	犬		
犬の特徴		注射済票交付年月日及び注射済票番号								
				年	月	日	第		号	
鑑札添付欄	注射済票添付欄	登録年月日及び登録番号								
					年	Ē	月	日	登録	
					年	度	第		号	
		*	新登録	番号		第		-	号	
(市外から転入の場合のみ		新注射		号	第			号		
(1107 W - D THAP (10 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		×1×1 1-1-×11	リークト田	•	∠1 ₹					

注 ※印の項目は、記入しないでください。

注射済票交付申請書

狂犬病予防法施行規則第12条第2項の規定に基づき、注射済票の交付を申請します。

	年 月 日
水戸市長様	
申請者の住所	*
(所有者)氏名	整理番号
電話	_
犬の所在地	犬の種類
犬の生年月日	犬の毛色
年 月 日	
犬の性別	犬の名前
□おす □めす	
不妊又は去勢の有無 有・無	
犬の区分	犬の特徴
□特定犬 □盲導犬	
*	
登録番号 第 号	*
	注射済票番号 第 号

注 ※印の項目は、記入しないでください

注射済票再交付申請書

年 月 日

水戸市長様

申請者の住所 (所有者)氏名 電話

狂犬病予防法施行規則第13条第1項の規定により、注射済票の再交付を申請します。

犬の所在地	犬の種類
大の生年月日 年 月 日	犬の毛色
大の性別 □ おす □ めす	犬の名前
大の区分 □特定犬 □盲導犬	犬の特徴
再交付申請の理由	注射済票添付欄 (損傷した場合のみ添付してください。)
注射済票番号 第 号	※ 新注射済票番号 第 号

注 ※印の項目は、記入しないでください。

犬の返還願

水戸市長	様						年	月	目		
				Å	と ボカルボ	/~ ∔\h					
住所又は所在地 氏名又は名称											
	氏名又は名称										
	代表者の氏名										
(自署の場合は、押印を省略できます。)											
				連	絡	先					
次の犬につ	ついて返還	を受けたい	いので,	願いと	出ます。						
種類											
						年 月	日生				
毛色					性別等(のを○て	ぎ囲んで	ごくださ		
					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						
						雄・雌・	避妊・去	勢			
 名前					体格(該	当するものを			ぎさい。)		
, H 113					111111 (1)	大					
							1				
 特徴											
14 151											
鑑札	第	号			注射済票	第	<u>.</u>				
※ 以下に	は記入しな	いでくだる	さい。		1						
年	月 日	抑留	年	月	日返還	抑留	7日数	日			
		T					<u> </u>				
						担当者					
領収金額	円	領収日	年	月	日						

狂犬病予防技術員指定申請書

年 月 日

水戸市長 様

 住
 所

 氏
 名
 印

 (自署の場合は、押印を省略できます。)
 連
 格

 連
 格
 年
 月
 日生

狂犬病予防法第6条第2項の規定による狂犬病予防技術員の指定を受けたいので、履歴書及び身体 検査書を添えて申請します。